

# 国民健康保険の加入手続きについて

国保の加入  
Q&A



携帯電話で

- ◎ 国民健康保険に加入するときは、**健康保険等の資格を喪失した日から14日以内**に、住所地の区役所(出張所)保険年金担当課で届出をしてください。
- ◎ 手続きが遅れた場合は、**保険料をさかのぼって納めていただく**ことになります。(最長2年)  
また、その間の医療費は、やむを得ない理由がある場合を除き、全額自己負担となります。

## ★ 下の<健康保険等資格喪失証明書>と一緒に持参いただくもの ★

- 世帯主の委任状及び世帯主の本人確認書類の写し(国保の世帯主・同一世帯の被保険者以外が届出する場合)
- 国民健康保険に加入する人のマイナンバーが分かる書類(個人番号カード・通知カードなど)
- 手続きに来所する人の身元確認書類(個人番号カード、運転免許証、パスポートなど顔写真があるものは1点、住民票や介護保険証など顔写真がないものは2点必要です。)
- 各医療証(子ども・障がい者・ひとり親家庭等。家族の人が持っている場合も持参してください。)
- キャッシュカード、または通帳と金融機関の届出印

※ 国保に加入する人(同一世帯全員)のマイナ保険証利用登録の有無を確認してください ※

保険料の納付は、**口座振替**が原則です。キャッシュカードを区役所(出張所)窓口を持参していただくと、その場で簡単に手続きができます。インターネットからもお申し込みいただけます(一部金融機関を除く)。

裏面もごらんください。

-----《 き り と り せ ん 》-----

## < 健康保険等資格喪失証明書 >

◎必ず証明をする事業所(保険者、勤務先)等で記入してください。

健康保険の記号番号	記号	番号			
保 險 者 名	全国健康保険協会	支部	健康保険組合	共済組合	国保組合
被 保 険 者 (会社等に勤務する本人)	住所	氏名			
資 格 喪 失 者 (健康保険を離脱して国保へ加入する人)	氏 名	続柄	生 年 月 日	資 格 取 得 年 月 日 資 格 喪 失 年 月 日	資 格 喪 失 の 理 由
	本人	本人		年 月 日	1.退職 ( 年 月 日退職)
	被 扶 養 者			年 月 日	2.被保険者死亡
				年 月 日	3.扶養非該当 (理由 )
				年 月 日	4.その他 (理由 )
			年 月 日	年 月 日	5.被保険者が後期高齢者 医療制度へ加入
※資格喪失の理由が退職の場合、資格喪失年月日は退職日の翌日になります。					
上記のとおり相違ないことを証明します。					
令和 年 月 日					
保 險 者 所 在 地 及 び 名 称 (又は事業所)					
代 表 者 氏 名					
電 話 番 号 ( ) - (印)					

◎健康保険等の資格を喪失し、国民健康保険に加入される場合は、この証明書が必要です。

# 国民健康保険について

日本の医療保険制度は、すべての国民が何らかの公的医療保険に加入しなければならない「国民皆保険制度」となっております。

このため職場の健康保険の資格を喪失した場合は、すみやかに国民健康保険の加入届出をしてください。  
(任意継続被保険者や家族の職場の健康保険の被扶養者となる場合を除く)

## ご存知ですか？ こんな制度

### ★任意継続被保険者

職場の健康保険に継続して2か月(共済組合は1年)以上加入していた人が退職した場合、申し出により、原則として2年以内に限って今までの保険を継続することができます。

→手続きは、資格喪失日から20日以内に、加入していた健康保険組合や全国健康保険協会などへ。

### ★非自発的失業者の保険料軽減

倒産、解雇、雇い止めなどにより離職された方の**保険料が届出により軽減**されます。

- ◆対象者・・・雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」として失業給付を受ける人  
雇用保険の受給資格者証の離職コードが11、12、21、22、31、32(特定受給資格者)  
または、23、33、34(特定理由離職者)に該当する人  
※離職日時点で65歳未満の人が対象です。(離職日が65歳を迎える誕生日の前々日までであること)
- ◆軽減額・・・軽減対象者の前年の給与所得を、**100分の30**とみなして保険料の算定を行います。
- ◆軽減期間・・・離職日の翌日の属する月から翌年度末まで。
- ◆届出に必要なもの・・・雇用保険受給資格者証または受給資格通知

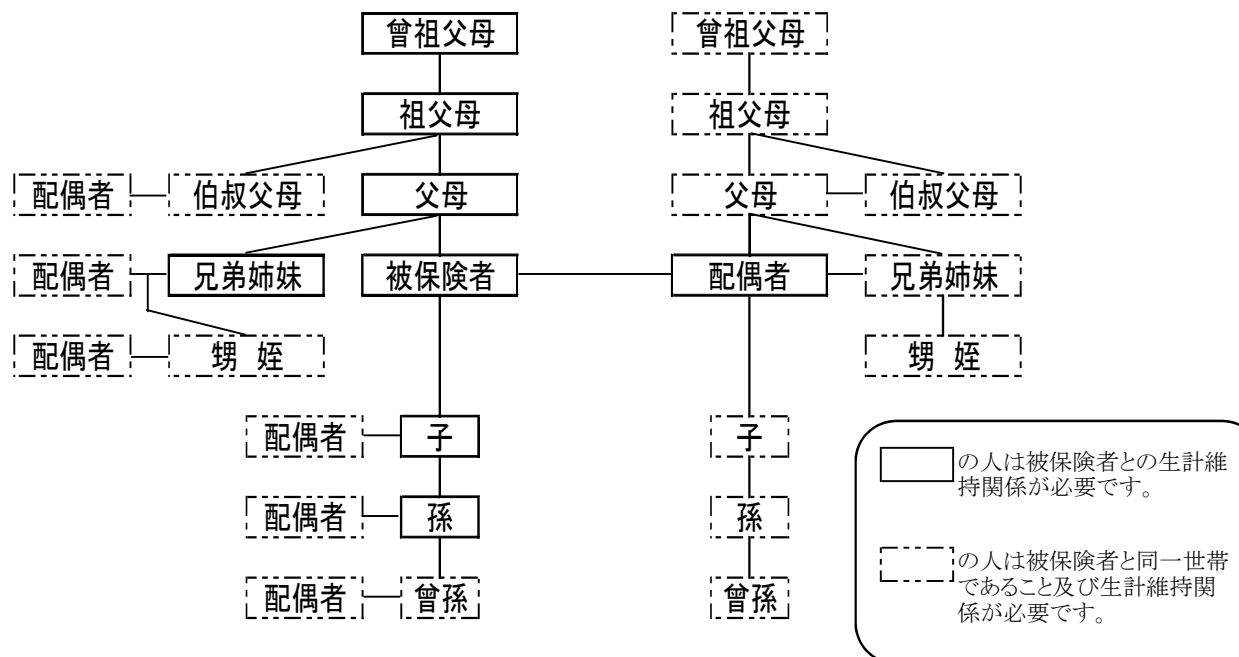
-----《 き り と り せ ん 》-----

## 職場の健康保険の被扶養者(扶養家族)になれますか？

あなたの年間収入が**130万円未満**(認定対象者が60歳以上または一定の障害がある場合は180万円未満)の場合、下の図の対象者は、**職場の健康保険に加入されているご家族の健康保険に被扶養者として加入できる**場合があります。

※職場の健康保険に加入されているご家族の収入を主として生計維持していることが前提です。

収入には遺族年金、障害年金などの非課税所得も含まれます。



→手続きはご家族の職場(事業主)を通じての届出となります。  
**被扶養者に該当すると思われる場合は、職場の健康保険担当者に相談しましょう！**

(被扶養者の人数は、職場の健康保険料の算出には直接関係しません。)